

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律等の一部を改正する法律案要綱

第一 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正

一 区分審理決定

1 区分審理決定（第七十一条関係）

(一) 裁判所は、被告人を同じくする数個の対象事件（第二条第三項に規定する「対象事件」をいう。以下同じ。）の弁論を併合した場合又は第四条第一項の決定に係る事件と対象事件の弁論を併合した場合において、併合した事件（以下「併合事件」という。）を一括して審理することにより要すると見込まれる審判の期間その他の裁判員の負担に関する事情を考慮し、その円滑な選任又は職務の遂行を確保するため特に必要があると認められるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、併合事件の一部を一又は二以上の被告事件ごとに区分し、この区分した一又は二以上の被告事件ごとに、順次、審理する旨の決定（以下「区分審理決定」という。）をすることができるものとする。ただし、犯罪の証明に支障を生ずるおそれがあるとき、被告人の防衛に不利益を生ずるおそれがあるときその他相当でないと認められるときは、この限りでないものとする。

(二) 区分審理決定又は一(一)の請求を却下する決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

2 区分審理決定の取消し及び変更（第七十二条関係）

(一) 裁判所は、被告人の主張、審理の状況その他の事情を考慮して、区分事件（区分審理決定により区分して

審理することとされた一又は二以上の被告事件をいう。以下同じ。）ことに審理することが適當でないと認めるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、区分審理決定を取り消す決定をすることができるとすること。ただし、区分事件につき部分判決がされた後は、この限りでないものとする。

- (二) 裁判所は、被告人の主張、審理の状況その他の事情を考慮して、適當と認めるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、区分審理決定を変更することができるとすること。ただし、犯罪の証明に支障を生ずるおそれがあるとき、被告人の防御に不利益を生ずるおそれがあるときその他相當でないと認められるときは、この限りでないものとする。
- (三) (一)若しくは(二)の決定又は(一)若しくは(二)の請求を却下する決定に対しては、即時抗告をすることができるとすること。

### 3 審理の順序に関する決定（第七十三条関係）

- (一) 裁判所は、二以上の区分事件があるときは、決定で、区分事件を審理する順序を定めなければならないものとする。
- (二) 裁判所は、被告人の主張、審理の状況その他の事情を考慮して、適當と認めるときは、決定で、(一)の決定を変更することができるものとする。

### 4 構成裁判官のみで構成する合議体による区分事件の審理及び裁判（第七十四条関係）

裁判所は、区分事件に含まれる被告事件の全部が、対象事件に該当しないとき又は刑事訴訟法第三百十二条の規定により罰条が撤回若しくは変更されたため対象事件に該当しなくなったときは、構成裁判官のみで構成する合議体でその区分事件の審理及び裁判を行う旨の決定をすることができるものとする。

## 二 区分事件審判

### 1 区分事件の審理における検察官等による意見の陳述（第七十七条関係）

区分事件の審理における検察官、被告人及び弁護士並びに被害者参加人等による意見の陳述について所要の規定の整備をすること。

### 2 部分判決（第七十八条及び第七十九条関係）

（一） 区分事件に含まれる被告事件について、犯罪の証明があったときは、刑事訴訟法第三百三十三条及び第三百三十四条の規定にかかわらず、部分判決で有罪の言渡しをしなければならないものとする。

（二） 部分判決で有罪の言渡しをするには、刑事訴訟法第三百三十五条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を示さなければならないものとする。

- (1) 罪となるべき事実
- (2) 証拠の標目
- (3) 罰条の適用並びに刑法第五十四条第一項の規定の適用及びその適用に係る判断
- (4) 法律上犯罪の成立を妨げる理由となる事実に係る判断

- (5) 法律上刑を減免し又は減免することができ理由となる事実に係る判断
  - (三) 部分判決で有罪の言渡しをする場合は、次に掲げる事項を示すことができるものとする。こと。
    - (1) 犯行の動機、態様及び結果その他の罪となるべき事実に関連する情状に関する事実
    - (2) 没収、追徴及び被害者還付の根拠となる事実並びにこれらに関する規定の適用に係る判断
  - (四) 区分事件の審理において(二)の(4)又は(5)に規定する事実が主張されたときは、刑事訴訟法第三百三十五条第二項の規定にかかわらず、部分判決において、これに対する判断を示さなければならぬものとする。こと。
  - (五) 区分事件に含まれる被告事件について、刑事訴訟法第三百二十九条の規定による管轄違いの判決、同法第三百三十六条の規定による無罪の判決、同法第三百三十七条の規定による免訴の判決又は同法第三百三十八条の規定による公訴棄却の判決の言渡しをしなければならぬ事由があるときは、部分判決でその旨の言渡しをしなければならぬものとする。こと。
- 3 部分判決に対する控訴の申立て（第八十条関係）
- 部分判決に対しては、刑事訴訟法第三百七十二条の規定にかかわらず、控訴をすることができないものとする。こと。
- 4 区分事件審判における裁判員等の任務の終了（第八十四条関係）
- 区分事件審判（各区分事件の審理及び裁判をいう。以下同じ。）に係る職務を行う裁判員及び補充裁判員の任務は、第四十八条の規定にかかわらず、（一）から（三）までのいずれかに該当するときに終了するものとする。こと。

(一) 当該区分事件について部分判決の宣告をしたとき。

(二) 当該区分事件に含まれる被告事件の全部について刑事訴訟法第三百三十九条第一項の規定による公訴を棄却する決定がされたとき。

(三) 当該区分事件について第七十四条の決定がされたとき。

#### 5 区分事件の審理における公判手続の更新（第八十五条関係）

4 により区分事件審判に係る職務を行う裁判員の任務が終了し、新たに第二条第一項の合議体に他の区分事件審判に係る職務を行う裁判員が加わった場合には、第六十一条第一項の規定にかかわらず、公判手続の更新は行わないものとする。

### 三 併合事件審判

#### 1 併合事件審判（第八十六条関係）

(一) 裁判所は、すべての区分事件審判が終わった後、区分事件以外の被告事件の審理及び区分事件の審理（当該区分事件に含まれる被告事件に係る部分判決で示された事項に係るもの（三）の決定があつた場合を除く。）を除く。）並びに併合事件の全体についての裁判（以下「併合事件審判」という。）をしなければならないものとする。

(二) 裁判所は、(一)により併合事件の全体についての裁判をする場合においては、部分判決がされた被告事件に係る当該部分判決で示された事項については、(三)の決定があつた場合を除き、これによるものとする。

(三) 裁判所は、構成裁判官の合議により、区分事件の審理又は部分判決について刑事訴訟法第三百七十七條各号、第三百七十八條各号又は第三百八十三條各号に掲げる事由があると認めるときは、職権で、その旨の決定をしなければならないものとする。

2 併合事件審判のための公判手続の更新（第八十七條關係）

二の4により区分事件審判に係る職務を行う裁判員の任務が終了し、新たに第二条第一項の合議体に併合事件審判に係る職務を行う裁判員が加わった場合における公判手続の更新について所要の規定の整備をすること。

3 刑事訴訟法第二百九十二條の二の意見の陳述（第八十八條關係）

区分事件に含まれる被告事件についての刑事訴訟法第二百九十二條の二第一項の規定による意見の陳述又は同条第七項の規定による意見を記載した書面の提出は、併合事件審判における審理において行うものとする。ただし、併合事件審判における審理において行うことが困難である場合その他当該被告事件を含む区分事件の審理において行うことが相当と認めるときは、当該区分事件の審理において行うことができるものとする。

4 併合事件審理における検察官等による意見の陳述（第八十九條關係）

併合事件審判における審理において行う検察官、被告人及び弁護人並びに被害者参加人等による意見の陳述について所要の規定の整備をすること。

#### 四 選任予定裁判員の選定

##### 1 選任予定裁判員（第九十条関係）

- (一) 裁判所は、区分審理決定をした場合において、必要があると認めるときは、裁判員等選任手続において、二の4により区分事件審判に係る職務を行う裁判員又は補充裁判員の任務が終了した後に他の区分事件審判又は併合事件審判に係る職務を行う裁判員又は補充裁判員に選任されるべき必要な員数の選任予定裁判員を、各区分事件審判又は併合事件審判ごとに、あらかじめ選定することができるものとする。この場合において、選任予定裁判員の員数は、裁判所が定めるものとする。

- (二) その他所要の規定の整備をすること。

##### 2 選任予定裁判員の選定（第九十一条関係）

- (一) 裁判所は、くじその他の作為が加わらない方法として最高裁判所規則で定める方法に従い、裁判員等選任手続の期日に出頭した裁判員候補者で不選任の決定がされなかったものから、1により裁判所が定めた員数（当該裁判員候補者の員数がこれに満たないときは、その員数）の選任予定裁判員を裁判員（補充裁判員を置くときは、補充裁判員を含む。）に選任されるべき順序を定めて選定する決定をしなければならないものとする。

- (二) 裁判所は、1により選任予定裁判員に選定された者以外の不選任の決定がされなかった裁判員候補者について、不選任の決定をするものとする。

3 選任予定裁判員が不足する場合の措置（第九十二条関係）

(一) 裁判所は、2の一により選定された選任予定裁判員の員数が選定すべき選任予定裁判員の員数に満たないときは、不足する員数の選任予定裁判員を選定することができるものとする。

(二) その他所要の規定の整備をすること。

五 選任予定裁判員の選定の取消し

1 請求による選任予定裁判員の選定の取消し（第九十三条関係）

(一) 検察官、被告人又は弁護人は、裁判所に対し、選任予定裁判員が欠格事由等に該当すること、選任予定裁判員が不公平な裁判をするおそれがあること等を理由として選任予定裁判員の選定の取消しを請求することができるものとする。

(二) (一)の請求に対する裁判所の決定について所要の規定の整備をすること。

2 異議の申立て（第九十四条関係）

(一)の請求を却下する決定に対しては、当該決定に関与した裁判官の所属する地方裁判所に異議の申立てをすることができるものとする。

3 職権による選任予定裁判員の選定の取消し（第九十五条関係）

職権による選任予定裁判員の選定の取消しについて所要の規定の整備をすること。

4 選任予定裁判員の申立てによる選定の取消し（第九十六条関係）



(一) 選任予定裁判員は、裁判所に対し、選定の決定がされた後に知り、又は生じた一定の事由により裁判員又は補充裁判員の職務を行うことが困難であることを理由として選定の取消しの申立てをすることができるものとすること。

(二) 裁判所は、一の申立てに理由があると認めるときは、当該選任予定裁判員の選定を取り消す決定をしなければならぬものとする。

#### 六 選任予定裁判員の裁判員等への選任（第九十七条関係）

1 裁判所は、二の4により区分事件審判に係る職務を行う裁判員及び補充裁判員の任務が終了したときは、第三十七条の規定にかかわらず、当該区分事件審判の次の区分事件審判又は併合事件審判に係る職務を行う裁判員又は補充裁判員に選任されるために選定されている選任予定裁判員で、指定する裁判員等選任手続の期日に出頭したものから、その選定において定められた順序に従い、当該職務を行う裁判員（補充裁判員を置くときは、補充裁判員を含む。）を選任するものとする。

2 その他所要の規定の整備をすること。

#### 七 裁判員等の保護のための措置等

##### 1 辞退事由（第十六条関係）

過去三年以内に選任予定裁判員であった者は、裁判員となることについて辞退の申立てをすることができるものとすること。

## 2 不利益取扱いの禁止（第百条関係）

労働者が選任予定裁判員であること又は選任予定裁判員であったことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならないものとする。

## 3 裁判員等を特定するに足りる情報の取扱い

(一) 何人も、選任予定裁判員の氏名、住所その他の個人を特定するに足りる情報を公にしてはならないものとする。これらであつた者の氏名、住所その他の個人を特定するに足りる情報についても、本人がこれを公にすることに同意している場合を除き、同様とするものとする。 (第百一条第一項関係)

(二) 第百一条第一項の規定の適用については、区分事件審判に係る職務を行う裁判員又は補充裁判員の職にあつた者で二の4によりその任務が終了したものは、すべての区分事件の審判の後に行われる併合事件の全体についての裁判（以下「併合事件裁判」という。）がされるまでの間は、なお裁判員又は補充裁判員であるものとみなすものとする。 (第百一条第二項関係)

## 4 裁判員等に対する接触の規制

(一) 何人も、被告事件に関し、当該被告事件を取り扱う裁判所に選定された選任予定裁判員に接触してはならないものとする。 (第百二条第一項関係)

(二) 第百二条第一項及び第二項の規定の適用については、区分事件審判に係る職務を行う裁判員又は補充裁判員の職にあつた者で二の4によりその任務が終了したものは、併合事件裁判がされるまでの間は、なお裁判

員又は補充裁判員であるものとみなすものとする。 ( 第一百二条第三項関係 )

## 八 罰則

### 1 裁判員等に対する請託罪等

( 一 ) 選任予定裁判員に対し、裁判員又は補充裁判員として行うべき職務に関し、請託をした者に対する罰則を設けるものとする。 ( 第一百六条第二項関係 )

( 二 ) 被告事件の審判に影響を及ぼす目的で、選任予定裁判員に対し、事実の認定その他の裁判員として行うべき判断について意見を述べ又はこれについての情報を提供した者も、 ( 一 ) と同様とするものとする。 ( 第一百六条第四項関係 )

### 2 裁判員等に対する威迫罪 ( 第一百七条関係 )

区分審理決定がされた場合における裁判員、補充裁判員、選任予定裁判員等に対する威迫罪について所要の規定の整備をすること。

### 3 裁判員等による秘密漏示罪 ( 第一百八条関係 )

( 一 ) 第一百八条第一項から第三項までの規定の適用については、区分事件審判に係る職務を行う裁判員又は補充裁判員の職にあった者で二の4によりその任務が終了したものは、併合事件裁判がされるまでの間は、なお裁判員又は補充裁判員であるものとみなすものとする。

( 二 ) その他区分審理決定がされた場合における裁判員、補充裁判員等による秘密漏示罪について所要の規定の

整備をすること。

4 その他所要の罰則の整備をすること。

九 訴訟関係人の尋問及び供述等の記録媒体への記録（第六十五条関係）

1 裁判所は、対象事件（第五条本文の規定により第二条第一項の合議体で取り扱うものとされた事件を含む。）及び第四条第一項の決定に係る事件の審理における裁判官、裁判員又は訴訟関係人の尋問及び証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の供述、刑事訴訟法第二百九十二条の二第一項の規定による意見の陳述並びに裁判官、裁判員又は訴訟関係人による被告人の供述を求めらるる行為及び被告人の供述並びにこれらの状況（以下「訴訟関係人の尋問及び供述等」という。）について、審理又は評議における裁判員の職務の的確な遂行を確保するため必要があると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、これを記録媒体（映像及び音声と同時に記録することができる物をいう。以下同じ。）に記録することができるものとする。ただし、事案の内容、審理の状況、供述又は陳述をする者に与える心理的な負担その他の事情を考慮し、記録媒体に記録することが相当でないと認めるときは、この限りでないものとする。

2 1による訴訟関係人の尋問及び供述等の記録は、刑事訴訟法第一百五十七条の四第一項に規定する方法により証人を尋問する場合においては、その証人の同意がなければ、これを行うことができないものとする。

3 2の場合において、その訴訟関係人の尋問及び供述等を記録した記録媒体は、訴訟記録に添付して調書の一部とするものとする。ただし、その証人が後の刑事手続において同一の事実につき再び証人として供述を

求められることがないと明らかに認められるときは、この限りでないものとする。

十 その他所要の規定の整備（関係法律の所要の整備をするためのものを含む。）をすること。

## 第二 刑事訴訟法の一部改正

### 一 公判調書の整理（第四十八条関係）

判決を宣告する公判期日の調書は当該公判期日後七日以内に、公判期日から判決を宣告する日までの期間が十日に満たない場合における当該公判期日の調書は当該公判期日後十日以内（判決を宣告する日までの期間が三日に満たないときは、当該判決を宣告する公判期日後七日以内）に、整理すれば足りるものとする。

### 二 その他所要の規定の整備をすること。

## 第三 検察審査会法の一部改正

### 一 検察審査員及び補充員の選定手続等の整備

#### 1 欠格事由（第五条関係）

検察審査員の欠格事由について所要の規定の整備をすること。

#### 2 就職禁止事由（第六条関係）

検察審査員の職務に就くことができない事由について所要の規定の整備をすること。

#### 3 検察審査員候補者予定者名簿の調製等（第九条から第十二条まで関係）

市町村の選挙管理委員会による検察審査員候補者予定者名簿の調製等について所要の規定の整備をすること。

と。

4 検察審査員候補者名簿の調製等（第十二条の二及び十二条の七関係）

検察審査会事務局長による検察審査員候補者名簿の調製等について所要の規定の整備をすること。

5 検察審査員候補者等の欠格事由等の調査等

(一) 検察審査員候補者の欠格事由等の調査（第十二条の三関係）

検察審査会事務局長は、検察審査員候補者について、欠格事由等に該当するかどうかについての検察審査会の判断に資する事情を調査するものとする。

(二) 検察審査員候補者に対する質問（第十二条の四関係）

検察審査会事務局長は、欠格事由等に該当するかどうかについての検察審査会の判断に資する事情を調査するため、検察審査員候補者に対し、質問票を用いて質問することができるものとする。

(三) 公務所等への照会（第十二条の六関係）

検察審査会事務局長は、検察審査員候補者等について、欠格事由等に該当するかどうかについての検察審査会の判断に資する事情を調査するため、公務所等に照会して必要な事項の報告を求めることができるものとする。

6 検察審査員候補者の辞職の申出（第十二条の五関係）

検察審査員の辞職事由に該当する検察審査員候補者は、検察審査会に対し、検察審査員又は補充員になるこ

とについて、辞退の申出をすることができるものとする。

7 検察審査員及び補充員の選定及び任期等（第十三条から第十五条まで関係）

検察審査員及び補充員の選定及び任期等について所要の規定の整備をすること。

8 補充員の追加選定等（第十八条の二関係）

検察審査員又は補充員が欠けた場合における検察審査会長による補充員の追加選定について所要の規定の整備をすること。

二 検察審査会事務官の員数（第二十条第一項関係）

各検察審査会に最高裁判所が定める員数の検察審査会事務官を置くものとする。

三 不利益取扱いの禁止（第四十二条の二関係）

労働者が検察審査員の職務を行うために休暇を取得したことその他検察審査員、補充員若しくは検察審査員候補者であること又はこれらの者であったことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならないものとする。

四 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正に伴う規定の整備（第八条関係）

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正に伴う所要の規定の整備をすること。

五 その他（第七条第四号、第十六条第一項、第十七条第二項及び第二十一条関係）

その他所要の規定の整備をすること。

#### 第四 附 則

一 この法律は、公布の日から施行するものとする。ただし、次に掲げる事項は、それぞれに定める日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

1 第三の一から七まで及び第三の三並びに附則第二条から第四条までの規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

2 第三の一・八、第三の二及び五並びに附則第五条の規定 刑事訴訟法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第六十二号) 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

3 第二及び第三の四 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の施行の日

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めること。(附則第二条及び第三条関係)

三 この法律の施行に伴い関係法律の所要の整備をすること。(附則第四条及び第五条関係)